

議案第150号

公有水面埋立てについて

次のとおり公有水面埋立ての出願について、川崎市長の意見を求められたので、異存ない旨答申したいため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 出願人

所在地 川崎市川崎区宮本町1番地

名称 川崎市

代表者氏名 川崎市長 福田 紀彦

2 埋立区域

(1) 位置

川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位(D. L. + 1. 88m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 公共基準点103(北緯35度29分44秒6858 東経139度45分36秒9288)から 164度33分38秒 442.44mの地点

②の地点 ①の地点から 174度04分55秒 1.46mの地点

③の地点 ②の地点から 241度34分54秒 338.26mの地点

④の地点 ③の地点から 331度34分54秒 20.00mの地点

(3) 面積

131,937.59m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、81番1、81番2及び82番の地内並びに同東扇島32番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 公共基準点103(北緯35度29分44秒6858 東経139度45分36秒9288)から 159度38分47秒 355.85mの地点

イの地点 アの地点から 61度34分54秒 148.67mの地点

ウの地点 イの地点から 151度34分54秒 350.15mの地点

エの地点 ウの地点から 241度34分54秒 737.02mの地点

オの地点 エの地点から 331度34分54秒 350.00mの地点

カの地点 オの地点から 61度34分54秒 158.39mの地点

キの地点 カの地点から 331度34分54秒 419.96mの地点

クの地点 キの地点から 61度34分54秒 429.96mの地点

(3) 面積

438,545.74m²

4 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
ふ頭用地	埋立地の西側に位置	約 3.4 ha
保管施設用地(※)	埋立地の北側から東側にかけての位置	約 9.8 ha

※川崎港港湾計画では、港湾関連用地として位置付けられている。

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

区 域	地盤の高さ
ふ頭用地	D. L. + 4.00 m
保管施設用地	D. L. + 4.00 m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
護岸 A (取付部含む)	護 岸	(基礎工) 深層混合処理 (本体工) ハイブリッドケーソン式 (上部工) コンクリート <天端高> D. L. + 4.00 m
護岸 B	護 岸	(基礎工) 深層混合処理 (本体工) ハイブリッドケーソン式 (上部工) コンクリート <天端高> D. L. + 3.80 m
護岸 A (端部取付)	護 岸	(基礎工) サンドコンパクションパイル、深層混合処理、高圧噴射攪拌 (本体工) 鋼管矢板井筒式 (上部工) コンクリート <天端高> D. L. + 4.00 m

護岸B (端部取付)	護 岸	(基礎工) サンドコンパクションパイル (本体工) 鋼管矢板井筒式 (上部工) コンクリート <天端高> D. L. + 3. 8 0 m
---------------	-----	--

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 埋立工法

本埋立工事は、埋立地全体を一体的に施行し竣功させることとする。

埋立ては、水質環境の保全を図る観点から土砂搬入のための開口部を一部残して外周施設の護岸本体を概成させた後、陸上又は海上から建設発生土を埋立区域内に投入する。

イ 埋立てに関する工事の施行順序

本埋立工事は、地盤改良としてサンドコンパクションパイル、深層混合処理、高圧噴射攪拌、護岸本体工の鋼管矢板打設、ケーソン据付けを順次施行する。次に上部工のコンクリートを打設する。

埋立区域の外周護岸本体を概成させた後、陸上又は海上から建設発生土を投入し、基本地盤高まで施行する。最後に整地を行い、埋立てに関する工事を竣功させる。

ウ 埋立てに用いる土砂等の種類

建設発生土

(4) 公共施設、配置及び規模の概要

施 設	配 置	規 模
排水路	ふ頭用地及び保管施設用地の地下を通り、護岸前面に至る位置に排水路を1系統配置する。	ϕ 8 0 0 ~ 1, 0 0 0 m m □-1, 3 0 0 × 1, 3 0 0 m m 延長 1, 0 5 0 m

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

区 分	期 間	事 由
着 手	免許の日より6月以内	契約等の準備期間を要するため。
竣 功	着手の日より7年以内	埋立てに関する工事の工程からして 着手の日より7年を要するため。

参考資料

1 提案要旨

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、川崎港港湾管理者から東扇島地先の公有水面埋立てについて川崎市長の意見を求められたので、同法第3条第4項の規定により提出する。

2 位置図

